

(別添3)

審査基準及び標準処理期間

所属名	医療課医務・看護係
内線番号	4748

No.	項目	内容
①	処分名	代表理事の選定及び解職認可
②	法令名	医療法
③	法令番号	昭和23年法律第205号
④	根拠条項	第70条の19第1項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	第七十条の十九 代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、代表理事を再任する場合には、この限りでない
⑦	審査基準	●地域医療連携推進法人制度について (平成29年2月17日 医政発第16号)
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	京都府医療審議会
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)標準処理期間を設定していない
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	医療課医務・看護係(075-414-4748)
⑬	備考	当該申請については、京都府医療審議会の承認を得る必要があります。 事前に、担当まで相談願います。